

令和 3 年 4 月 1 日

保護者のみなさまへ

国立市教育委員会
教育総務課長 高橋 昇
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

国立市では、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により就労ができなくなり収入が激減した方など、家計の急変により教育費を負担することが困難なご家庭に対し、急変を考慮した審査を行うことといたしました。下記の内容をお読みいただき、該当される場合は就学援助を受けることができる場合があります。

1. 対象者

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が激減した国立市立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者

※通常の就学援助の対象については「令和 3 年度(2021 年度)就学援助受付のお知らせ」(国立市のホームページに掲載)を参考にしてください。

2. 手続きに必要なもの

(1) 令和 3 年度就学援助費申請書

・申請理由は「4 その他」に○をし、空欄部に『コロナウイルス感染症の影響による世帯収入の激減』と記載してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による所得審査申立書

(3) 保護者の振込先口座が確認できるもの

(4) 印鑑

(以下、裏面につづく)

(5) 収入が激減したことが証明できる書類（世帯全員分の書類が必要です）

- ・給与収入の方は、令和3年1月から直近までの給与証明書（給与明細）の写し
※離職された方は離職票や退職証明書等も併せてご持参ください。
- ・自営業の方は、令和3年1月から直近までの帳簿等の収支が分かる書類の写し
- ・収入の状況が大きく変動していない世帯員について、記載及び証明書類の提出は不要です（令和2年中の所得で審査します）。

ただし、令和3年1月1日現在の住所が国立市でなかった方は、その時点で住んでいた区市町村が発行する「令和3年度区市町村民税課税・非課税証明書」の提出が必要です。

※(1),(2)は国立市のホームページよりダウンロードしてご記入ください。

※申請等についてご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

3. 認定条件

令和3年1月から直近までの収入（申請月以降の収入は直近3か月分の、収入の平均で見込むこととする）から1年間分の所得を換算し、国立市の就学援助認定基準を下回る場合に認定となります（所得の目安額は「令和3年度(2021年度)就学援助受付のお知らせ」に記載しております）。

※「令和3年度(2021年度)就学援助受付のお知らせ」は国立市のホームページに掲載しています。

4. 申請受付期限

令和3年4月30日（金）まで

※期限以降の申請は、申請日の翌月からの認定となり、一部減額や支給できない項目があります。

問い合わせ先

国立市教育委員会教育総務課学務保健係

電話：042-576-2111（代表）332（内線）

Mail：gakumu@city.kunitachi.lg.jp